平成 20 年 2 月 20 日作成

保育所保育料(徴収金基準額表)改正の趣旨

①保育所徴収金基準額表の「階層区分改正（案)」について

国と地方との税・財源見直し（三位一体の改革）の一環として税源の移譲が実施された結果、個人住民税が増額し個人所得税が減額するという調整が行われました。

また、景気対策のための暫定的な税負担の軽減措置として導入された個人所得税定率減税が、経済状況の改善等を踏まえ平成１９年１月徴収分から廃止されました。

これら個人所得税の税源移譲、定率減税の廃止が行われたことに伴い所得階層に移動が生じないように、平成２０年度保育所徴収金基準額表の第４～第７階層の所得税額が改正されることになりました。

本町では、国の徴収基準に合わせ改正したいと考えます。

②保育所徴収金基準額表の「徴収金基準額（月額）改正（案)」について

本町では、保育所保育料は国の徴収基準額の 70%程度の水準とするという方針で従前より取り組んで参りました。その結果、平成 18 年度保育所運営費の決算では、保育料において国基準額との差額分が約 4,700 万円となっております。

さらに、前述の決算では、保育所運営費総額から普通交付税、国・県負担金等により措置された額を控除した実際の町負担額は約 7,800 万円となっており、保育料差額と合わせた町負担総額は、約 1 億 2,500 万円と多額になっております。

厳しい財政状況を踏まえ、本町では行政改革大綱中、財政健全化の項目の中で「使用料においてサービス提供と受益者負担を定期的に見直す」と規定しております。

本町では、国の基準、近隣市町との均衡も考慮し、改正したいと考えます。

児童福祉法による費用の徴収等に関する規則

平成12年７月７日
規 則 第 １６ 号

改正　平成13年３月26日規則第２号　平成16年12月27日規則第15号
平成18年９月29日規則第29号　平成19年３月30日規則第６号

（趣旨）

第１条　この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第56条の規定により町長が徴収し、又は支払いを命じる費用に関して必要な事項を定めるものとする。

（費用の徴収等）

第２条　町長は、法第24条の規定による保育の実施（以下「保育の実施」という。）の決定を受けた者又はその主たる扶養義務者（以下「納入義務者」という。）が負担すべき費用（以下「徴収金等」という。）を納入義務者から徴収する。

（徴収金等の額）

第３条　前条の徴収金等の額は、別表第１に掲げる区分によるものとし、区分を認定したときは、保育所入所申込書兼保育児童台帳にその認定経過を記載するものとする。

（通知）

第４条　町長は、徴収金等の額を決定し、又は変更したときは、保育の実施の決定を受けた納入義務者に対して、保育料決定通知書及び保育料変更決定通知書により通知しなければならない。

（減額又は免除）

第５条　第３条の徴収金等につき別表第２に掲げる区分によりその必要を認めたときは、これを減額し又は免除することができる。

２　前項の徴収金等の減免を受けようとする者は、保育所保育料免除申請書に当該申請の事由を証する書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（徴収期日等）

第６条　第３条の徴収金等は、毎月これを納入義務者から徴収するものとし、徴収期日は毎月末日までとする。

２　前項の徴収金等の分割支払いは、原則としてこれを認めない。

（その他）

第７条　この規則に定める台帳等の様式その他必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行し、平成12年４月１日から適用する。

（児童福祉法による保育所保育料徴収規則の廃止）

２　児童福祉法による保育所保育料徴収規則（昭和30年規則第２号。以下「旧規則」という。）は廃止する。

（経過措置）

３　この規則の施行の際、現に旧規則によりなされた決定、その他の行為は、この規則の相当規定に基づいてなされた決定又は行為とみなす。

附　則（平成13年３月26日規則第２号）

この規則は、平成13年４月１日から施行する。

附　則（平成16年12月27日規則第15号）

この規則は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成18年９月29日規則第29号）

この規則は、平成18年10月１日から施行する。

附　則（平成19年３月30日規則第６号）

この規則は、平成19年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

保育料徴収基準額表

各月初日の入所児童の属する階層区分	徴収金基準額（月額）

<table>
<tr><th>階層区分</th><th colspan="2">定義</th><th>３歳未満児の場合</th><th>３歳以上児の場合</th></tr>
<tr><td>第１</td><td colspan="2">生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）</td><td>０円</td><td>０円</td></tr>
<tr><td>第２</td><td rowspan="2">第１階層及び第４～第７階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯</td><td>市町村民税非課税世帯</td><td>6,300</td><td>4,200</td></tr>
<tr><td>第３</td><td>市町村民税課税世帯</td><td>13,650</td><td>11,550</td></tr>
<tr><td>第４</td><td rowspan="4">第１階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯</td><td>72,000円未満</td><td>21,000</td><td>18,900</td></tr>
<tr><td>第５</td><td>72,000円以上
180,000円未満</td><td>31,150</td><td>29,050</td></tr>
<tr><td>第６</td><td>180,000円以上
459,000円未満</td><td>42,700</td><td>30,500</td></tr>
<tr><td>第７</td><td>459,000円以上</td><td>45,000</td><td>31,400</td></tr>
</table>

備考

1　この表の第３階層における地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第１項第２号の所得割を計算する場合には、同法第314条の７及び同法附則第５条第２項の規定は適用しないものとする。

また、この表の第４階層～第７階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第８号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

（１）　所得税法第92条第１項、第95条第１項、第２項及び第３項

（２）　租税特別措置法第41条第１項、第２項及び第３項

（３）　租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成11年法律第９号）附則第18条

2　児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる徴収金基準額とする。

（１）　「母子世帯等」

母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯

（２）　「在宅障害児（者）のいる世帯」

次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

①　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

②　療育手帳制度要綱（昭和48年９月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

③　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

（３）　「その他の世帯」

保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯

階層区分	徴収金基準額（月額）	
	３歳未満児の場合	３歳以上児の場合
第２階層	０円	０円
第３階層	12,950円	10,850円

3　第２階層から第７階層までの世帯であって、同一世帯から２人以上の児童が入所している場

合（学校教育法（昭和第22年法律第26号）第77条による幼稚園、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77条）第３条の認定を受けた認定子ども園に入所している場合を含む。）において、次表の第１欄に掲げる児童については、第２欄により計算して得た額（備考２に掲げる世帯と認定された第３階層の世帯にあっては、備考２の表に掲げる徴収金基準額により計算して得た額）をその児童の徴収金の額とする。

ただし、平成19年４月１日から当分の間にあっては、次表の第１欄中ウ上記以外の児童については、徴収金を無料とする。

第１欄	第２欄
ア　最も徴収基準額が低い児童 （最も徴収基準額の低い児童が２人以上の場合は、そのうち１人とする。）	徴収基準額表に定める額
イ　ア以外の児童のうち、最も徴収基準額が低い児童 （最も徴収基準額の低い児童が２人以上の場合は、そのうち１人とする。）	徴収基準額表×0.5
ウ　上記以外の児童	徴収基準額表×0.1

（注）　10円未満の端数は切り捨てる。

別表第２（第５条関係）

保育料徴収金の減免等に関する規定

1　徴収金の減免

要件	認定基準	減免率	減免期間
1　疾病又は失業等により、著しく所得が減少したとき。	前年中の世帯全員の所得金額の合計が400万円以下の世帯で、当該年の世帯全員の所得金額の合計の見込み額が前年の所得金額に比べて50%以下に減少すると認められる世帯	徴収金の20%を減免	1　減免は、申請日の属する翌月の徴収金より適用する。 ただし、やむを得ない事情がある場合は、理由発生日の属する月より行う。 2　申請日が、月の初日のときは、当月より行う。 3　減免期間が７ケ月以上に及ぶ場合は、6ケ月ごとに申請書を提出するものとする。 ただし、要件２は除く。
2　風水害、火災等により著しい損害を受けたとき。	災害等により、家屋が全半壊の状態になったとき。	徴収金全額	
3　その他、やむを得ない事情が生じたとき。	町長が、やむを得ない事情であると認めたとき。	町長が認定した率	町長が認定した期間

2　徴収基準額表における階層区分の変更

要件	認定基準	変更期間
1　保護者が死亡又は行方不明等となったとき。	死亡した者及び行方不明者を除くその世帯の前年分所得税額、及び前年度分住民税額等に基づき、階層区分を認定する。	1　階層区分の変更は、申請日の属する月の翌月分の徴収金より適用する。 ただし、やむを得ない事情がある場合は、申請日の属する月より行う。 2　申請日が月の初日のときは、当月より行う。
2　生活保護法の適用を受けたとき。	徴収基準額表の第１階層に認定する。	
3　修正申告又は減免等により税額が変更になったとき。	変更後の前年分所得税額、及び前年度分住民税額等に基づき、階層区分を認定する。	事由が発生した年度末まで

●各保育園階層別入所児童数　(正規入所)　(平成20年1月1日現在)

・斑鳩保育所　(単位:人)

階層	3歳未満	3歳以上	合計
1	0	0	0
2	5	21	26
3	0	9	9
4	7	14	21
5	12	15	27
6	10	22	32
7	2	3	5
合計	36	84	120

・石海保育園　(単位:人)

階層	3歳未満	3歳以上	合計
1	0	0	0
2	4	4	8
3	3	2	5
4	11	12	23
5	2	3	5
6	2	5	7
7	0	1	1
合計	22	27	49

・二葉保育園　(単位:人)

階層	3歳未満	3歳以上	合計
1	0	0	0
2	5	13	18
3	2	8	10
4	6	12	18
5	10	10	20
6	12	18	30
7	0	4	4
合計	35	65	100

・委託(たつの市、姫路市、宍粟市、高砂市)　(単位:人)

階層	3歳未満	3歳以上	合計
1	0	0	0
2	9	13	22
3	1	4	5
4	7	18	25
5	15	22	37
6	15	22	37
7	1	6	7
合計	48	85	133

・安養保育園　(単位:人)

階層	3歳未満	3歳以上	合計
1	0	0	0
2	6	5	11
3	3	7	10
4	4	12	16
5	15	16	31
6	6	26	32
7	1	7	8
合計	35	73	108

・総合計　(単位:人)

階層	3歳未満	3歳以上	合計
1	0	0	0
2	29	56	85
3	9	30	39
4	35	68	103
5	54	66	120
6	45	93	138
7	4	21	25
合計	176	334	510

●各保育園階層別入所児童数　(一時入所)　(平成20年1月1日現在)

・斑鳩保育所　(単位：人)

階層	3歳未満	3歳以上	合計
1	0	0	0
2	0	0	0
3	2	0	2
4	1	2	3
5	2	0	2
6	1	2	3
7	0	0	0
合計	6	4	10

・石海保育園　(単位：人)

階層	3歳未満	3歳以上	合計
1			0
2			0
3			0
4			0
5			0
6			0
7			0
合計	0	0	0

・二葉保育園　(単位：人)

階層	3歳未満	3歳以上	合計
1	0	0	0
2	0	2	2
3	1	3	4
4	0	2	2
5	0	1	1
6	0	0	0
7	0	0	0
合計	1	8	9

・委託(たつの市、姫路市、宍粟市、高砂市)　(単位：人)

階層	3歳未満	3歳以上	合計
1			0
2			0
3			0
4			0
5			0
6			0
7			0
合計	0	0	0

・安養保育園　(単位：人)

階層	3歳未満	3歳以上	合計
1	0	0	0
2	0	1	1
3	0	1	1
4	0	4	4
5	2	1	3
6	0	0	0
7	0	0	0
合計	2	7	9

・総合計　(単位：人)

階層	3歳未満	3歳以上	合計
1	0	0	0
2	0	3	3
3	3	4	7
4	1	8	9
5	4	2	6
6	1	2	3
7	0	0	0
合計	9	19	28

太子町一時的保育事業とは

目　的

　この事業は、女性の就労形態の多様化に伴う一時的な保育や、保護者の疾病などによる緊急時の保育に対する需要が高まっていることにより、これらの保育需要に対応するため、一時的保育事業を実施し、保育所が地域における保育センター的役割を担うよう、活動を充実強化し、乳幼児の福祉の増進を図ることを目的とします。

入所要件

　保護者の就労形態により、毎日児童の保育を行うことが困難ではありますが、１週間に数日は児童の保育ができるということです。

　つまり、定員内児童と違う点は、週に最低１日は保護者が保育できることを必要とします。

資料５

事　務　連　絡
平成１９年１２月１３日

都道府県
各　指定都市　保育所運営費担当者　殿
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
保育課運営費係

平成２０年度における保育所徴収金（保育料）基準額表について

標記については、平成２０年度予算成立後に行う、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和５１年４月１６日厚生省発児第５９号の２厚生事務次官通知）の一部改正により通知する予定ですが、現時点（平成２０年度予算内示前）で下記のとおりとする予定です。

なお、平成２０年度予算内示前であり、今後変更もあり得ることから取り扱いには十分ご注意願います。

記

１．保育所徴収金基準額表
定率減税廃止、所得税の税源移譲に伴う改正。（別添１参照）

（別添1）

平成20年度保育所運営費国庫負担金における保育所徴収金基準額表（案）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			徴収金基準額（月額）	
階層区分	定　義		3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）		0円	0円
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	9，000円	6，000円
第3階層		市町村民税課税世帯	19，500円	16，500円
第4階層	第1階層を除き、前年度分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	40,000円未満	30，000円	27，000円 （保育単価限度）
第5階層		40,000円以上 103,000円未満	44，500円	41，500円 （保育単価限度）
第6階層		103,000円以上 413,000円未満	61，000円	58，000円 （保育単価限度）
第7階層		413,000円以上	80，000円 （保育単価限度）	77，000円 （保育単価限度）

平成 20 年 2 月 20 日作成

平成１８年度保育所運営費の決算状況

保育所運営費は、国・県・町と保護者で負担されます。
保護者の負担分が一般に言う「保育料」です。
国・県・町の負担割合は法で定められています。（国 1/2、県 1/4、町 1/4）
保育料はまず国が基準金額を定め、町はそれを基に町独自の保育料を設定します。

１．公立保育所（斑鳩・石海保育所）

【歳　入】

保育料	保育料町差額	保育所受託運営費負担金	所得譲与税振換分	町負担
29,865,940 円	8,696,590 円	5,144,320 円	52,362,000 円	24,767,241 円

【歳　出】

保育所費
120,836,091 円

２．私立保育所（二葉・安養・委託保育園）

【歳　入】

保育料	保育料町差額	国負担分(1/2)	県負担分(1/4)	町負担分(1/4)	町負担
90,311,810 円	39,077,670 円	77,551,575 円	38,775,787 円	38,775,787 円	14,135,301 円

【歳　出】

保育所運営費　298,627,930 円
・二葉保育園　89,840,180 円 ・安養保育園　82,885,130 円 ・委託 50 件 125,902,620 円

３．まとめ

町の負担は次のとおりとなります。

（公立）　33,463,831　円　＋　（私立）　91,988,758　円　＝　125,452,589　円（前年度 104,505,427 円）

平成 19 年 9 月 18 日作成

保育所保育料の現状調べ（近隣市町）

第１表　国徴収基準額に対する割合（１８年度実績）　　　　　　　　　（単位：円）

団体名	A　国徴収基準額	B　保護者負担金	B/A　比率
姫路市	2,923,816,750	2,356,716,150	80.6%
相生市	83,264,800	69,125,640	83.0%
たつの市	546,672,140	400,975,160	73.3%
赤穂市	数値把握できない （私立無のため）		概数 75～ 80%程度
宍粟市	281,400,700	210,004,970	74.6%
豊岡市	591,573,510	483,139,710	81.6%
稲美町	135,211,550	103,775,000	76.8%
播磨町	179,359,490	143,385,920	79.9%
福崎町	138,419,420	113,932,250	82.3%
上郡町	88,609,670	63,671,520	71.9%
太子町	167,952,010	122,424,730	72.9%

第２表　保育料の見直し

団体名	平成１９年度の見直し状況	平成２０年度の見直し(案)
姫路市	① 定率減税縮減に伴う改正、多子軽減と国の改正に伴い改正した。 ② 市階層に関係なく、保育料を第１子全額、第２子半額、第３子以降無料とした。	未定。
相生市	① 国の基準に従い多子軽減を見直した。 ② 第３子以降の保育料を無料化した。 ③ 国徴収基準の 75%前後となるよう保育料を概ね 5%引き下げた。	基本的には「据置き」で考えているが、他市町の状況を勘案しながら検討する。
たつの市	①国の基準に従い多子軽減を見直した。	なし。
赤穂市	①国の基準に従い、定率減税縮減に伴う各所得階層区分の所得税額を改正した。 ②国の基準に従い、多子軽減を見直した。	今のところ見直しの予定はなし。
宍粟市	①国の基準に従い多子軽減を見直した。	今のところ見直しの予定はなし。
豊岡市	① 国の基準に従い多子軽減を見直した。	見直す予定ではあるが、詳細は未定。
稲美町	① 税改正により、所得基準の見直しを行った。	年々滞納が増加していることもあり、現在非課税世帯４階層・課税世帯６階層としている区分を、細分化する予定。
播磨町	① 国の基準に従い多子軽減を見直した。 ② 国の基準にあわせて、階層区分の定義を変更した。（定率減税の縮小で保育料が増額にならないように。）	19 年度と同様、国の階層表変更にあわせて、階層区分の定義を変更する予定。
福崎町	①国の基準に従い多子軽減を見直した。 ②第３子以降の保育料を無料化した。	回答なし。
上郡町	①国の基準に従い多子軽減を見直した。	若干の引き上げを検討中。
太子町	①国の基準に従い多子軽減を見直した。 ②第３子以降の保育料を無料化した。	国徴収基準に比べて 72.9%と低い割合であるので、若干の引き上げを行いたいと考えている。

平成１９年度　保育料一覧表（近隣市町）

平成20年1月11日作成

階層区分	市町名 / 定義			国徴収基準額 3歳未満児の場合	国徴収基準額 3歳児の場合	国徴収基準額 4歳以上児の場合	太子町 3歳未満児の場合	太子町 3歳児の場合	太子町 4歳以上児の場合	姫路市 3歳未満児の場合	姫路市 3歳児の場合	姫路市 4歳以上児の場合	たつの市 3歳未満児の場合	たつの市 3歳児の場合	たつの市 4歳以上児の場合	赤穂市 3歳未満児の場合	赤穂市 3歳児の場合	赤穂市 4歳以上児の場合
1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）			0円		0円	0円		0円	0円		0円	0円		0円	0円		0円
2	第１階層及び第４～７階層を除き、前年度分の市町村税の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯		9,000円		6,000円	6,300円		4,200円	7,000円		6,000円	7,000円		4,800円	3,100円		2,100円
3		市町村民税課税世帯	均等割の額のみ	19,500円		16,500円	13,650円		11,550円	13,500円		11,000円	15,600円		13,200円	12,500円		8,400円
			所得割課税世帯(6,000円未満)													15,600円		11,400円
			所得割課税世帯(6,000円以上)													18,700円		14,600円
4	第１階層を除き前年分の所得税課税世帯であってその所得税の額（配当控除、住宅借入金等特別控除適用前の額）の区分が次の区分に該当する世帯		～　15,300円　未満	30,000円		27,000円	21,000円		18,900円	19,600円		16,900円	24,000円		21,600円	24,300円		20,400円
			～　15,700円　未満							24,000円	21,000円	20,800円						
			～　17,000円　未満															
			～　27,000円　未満															
			～　30,000円　未満													30,000円		27,000円
			～　45,000円　未満															
			～　72,000円　未満							28,000円	24,200円	23,600円						
5		72,000円	～　108,000円　未満	44,500円		41,500円	31,150円		29,050円	33,000円	27,900円	26,000円	35,600円		29,000円	38,000円		34,400円
			～　123,700円　未満							39,500円	32,500円	27,000円						
			～　126,000円　未満															
			～　140,000円　未満													44,500円	41,500円	37,400円
			～　144,000円　未満															
			～　180,000円　未満							43,500円								
6		180,000円	～　225,000円　未満	61,000円		58,000円	42,700円		30,500円	48,000円			42,700円		31,000円	53,000円	43,600円	
			～　270,000円　未満													61,000円		
			～　459,000円　未満							53,000円								
7		459,000円	～	80,000円		77,000円	45,000円		31,400円	56,500円			56,000円		35,000円	70,000円		

母子・父子・在宅障害児（者）のいる世帯の保育料

階層	市町名			国徴収基準額			太子町			姫路市			たつの市			赤穂市		
2	第１階層及び第４～７階層を除き、前年度分の市町村税の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯		0円		0円	0円		0円	0円		0円	0円		0円	0円		0円
3		市町村民税課税世帯	均等割の額のみ	18,500円		15,500円	12,950円		10,850円				14,600円		12,200円	11,500円		7,400円
			所得割課税世帯(6,000円未満)													14,600円		10,400円
			所得割課税世帯(6,000円以上)													17,700円		13,600円
4	第１階層を除き前年分の所得税課税世帯であってその所得税の額（配当控除、住宅借入金等特別控除適用前の額）の区分が次の区分に該当する世帯		～　15,300円　未満															
			～　15,700円　未満															
			～　17,000円　未満															
			～　27,000円　未満															
			～　30,000円　未満															
			～　45,000円　未満															
			～　72,000円　未満															

※同一世帯から２人以上の児童が入所している場合
①２人目は保育料が１/２額になります。
②３人目は保育料が１/１０額になります。
③３人目の保育料が無料の市町は、太子町、姫路市、相生市、福崎町です。

階層区分	市町名 / 定義			国徴収基準額 3歳未満児の場合	国徴収基準額 3歳児の場合	国徴収基準額 4歳以上児の場合	相生市 3歳未満児の場合	相生市 3歳児の場合	相生市 4歳以上児の場合	宍粟市 3歳未満児の場合	宍粟市 3歳児の場合	宍粟市 4歳以上児の場合	豊岡市 3歳未満児の場合	豊岡市 3歳児の場合	豊岡市 4歳以上児の場合	福崎町 3歳未満児の場合	福崎町 3歳児の場合	福崎町 4歳以上児の場合
1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）			0円	0円		0円	0円		0円	0円		0円	0円		0円	0円	
2	第1階層及び第4～7階層を除き、前年度分の市町村税の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯		9,000円	6,000円		6,000円	4,000円		7,650円	5,100円		8,000円	6,000円		8,000円	5,500円	
3		市町村民税課税世帯	均等割の額のみ	19,500円	16,500円		15,000円	12,000円		16,580円	14,030円		18,500円	16,000円		18,000円	15,000円	
			所得割課税世帯(6,000円未満)				18,000円	15,000円										
			所得割課税世帯(6,000円以上)															
4	第1階層を除き前年分の所得税課税世帯であってその所得税の額（配当控除、住宅借入金等特別控除適用前の額）の区分が次の区分に該当する世帯		～ 15,300円 未満	30,000円	27,000円		23,000円	20,000円		24,000円	21,600円		26,000円	23,000円		30,000円	27,000円	
			～ 15,700円 未満															
			～ 17,000円 未満															
			～ 27,000円 未満															
			～ 30,000円 未満															
			～ 45,000円 未満				28,000円	25,000円										
			～ 72,000円 未満															
5		72,000円	～ 108,000円 未満	44,500円	41,500円		38,000円	30,000円	28,000円	31,150円	29,050円		38,000円	32,000円	30,000円	35,000円		
			～ 123,700円 未満															
			～ 126,000円 未満															
			～ 140,000円 未満				42,000円	31,000円								44,500円	33,800円	27,700円
			～ 144,000円 未満															
			～ 180,000円 未満															
6		180,000円	～ 225,000円 未満	61,000円	58,000円		55,000円	33,000円	30,000円	42,700円	35,820円	31,550円	45,000円	37,000円	34,000円	50,000円		
			～ 270,000円 未満															
			～ 459,000円 未満															
7		459,000円	～	80,000円	77,000円		66,000円	34,000円		43,000円	35,820円	31,550円	50,000円	38,000円	35,000円	52,000円		

母子･父子･在宅障害児（者）のいる世帯の保育料

階層	市町名			国徴収基準額 3歳未満児の場合	国徴収基準額 3歳以上児の場合	相生市 3歳未満児の場合	相生市 3歳以上児の場合	宍粟市 3歳未満児の場合	宍粟市 3歳以上児の場合	豊岡市 3歳未満児の場合	豊岡市 3歳以上児の場合	福崎町 3歳未満児の場合	福崎町 3歳以上児の場合
2	第1階層及び第4～7階層を除き、前年度分の市町村税の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯		0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
3		市町村民税課税世帯	均等割の額のみ	18,500円	15,500円	14,000円	11,000円	15,730円	13,180円	17,500円	15,000円	17,000円	14,000円
			所得割課税世帯(6,000円未満)			17,000円	14,000円						
			所得割課税世帯(6,000円以上)										
4	第1階層を除き前年分の所得税課税世帯であってその所得税の額（配当控除、住宅借入金等特別控除適用前の額）の区分が次の区分に該当する世帯		～ 15,300円 未満										
			～ 15,700円 未満										
			～ 17,000円 未満										
			～ 27,000円 未満										
			～ 30,000円 未満										
			～ 45,000円 未満										
			～ 72,000円 未満										

階層区分	市町名 / 定義			国徴収基準額 3歳未満児の場合	国徴収基準額 3歳児の場合	国徴収基準額 4歳以上児の場合	播磨町 3歳未満児の場合	播磨町 3歳児の場合	播磨町 4歳以上児の場合	稲美町 3歳未満児の場合	稲美町 3歳児の場合	稲美町 4歳以上児の場合	上郡町 3歳未満児の場合	上郡町 3歳児の場合	上郡町 4歳以上児の場合
1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）			0円		0円	0円		0円	0円		0円	0円		0円
2	第1階層及び第4～7階層を除き、前年度分の市町村税の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯		9,000円		6,000円	8,000円		6,000円	6,800円		4,800円	6,000円		4,000円
3		市町村民税課税世帯	均等割の額のみ	19,500円		16,500円	14,000円		11,700円	13,000円		9,600円	10,000円		8,000円
			所得割課税世帯(6,000円未満)				16,300円		13,600円	16,200円		12,600円	13,000円		11,000円
			所得割課税世帯(6,000円以上)												
4	第1階層を除き前年分の所得税課税世帯であってその所得税の額（配当控除、住宅借入金等特別控除適用前の額）の区分が次の区分に該当する世帯		～　15,300円 未満	30,000円		27,000円	21,000円		17,500円	21,200円		17,600円	17,000円		15,000円
			～　15,700円 未満												
			～　17,000円 未満				28,500円	23,900円	22,000円	27,600円	23,500円	22,000円			
			～　27,000円 未満										22,000円		20,000円
			～　30,000円 未満												
			～　45,000円 未満												
			～　72,000円 未満												
5		72,000円	～　108,000円 未満	44,500円		41,500円	36,300円	28,100円	23,900円	37,500円	27,500円	23,300円	30,000円		26,000円
			～　123,700円 未満												
			～　126,000円 未満				44,000円	28,600円	24,200円	44,000円	27,700円	23,500円			
			～　140,000円 未満												
			～　144,000円 未満										36,000円	32,000円	30,000円
			～　180,000円 未満												
6		180,000円	～　225,000円 未満	61,000円		58,000円	52,500円	28,800円	24,400円	54,100円	28,200円	24,000円	43,000円	35,000円	31,000円
			～　270,000円 未満												
			～　459,000円 未満												
7		459,000円	～	80,000円		77,000円	59,200円	28,900円	24,500円	59,900円	29,000円	24,500円	50,000円	36,000円	32,000円

母子・父子・在宅障害児（者）のいる世帯の保育料

階層	市町名			国徴収基準額			播磨町			稲美町			上郡町		
2	第1階層及び第4～7階層を除き、前年度分の市町村税の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯		0円		0円	0円		0円	0円		0円	0円		0円
3		市町村民税課税世帯	均等割の額のみ	18,500円		15,500円	7,000円		5,850円	12,000円		8,600円	9,000円		7,000円
			所得割課税世帯(6,000円未満)				8,150円		6,800円	15,200円		11,600円	12,000円		10,000円
			所得割課税世帯(6,000円以上)												
4	第1階層を除き前年分の所得税課税世帯であってその所得税の額（配当控除、住宅借入金等特別控除適用前の額）の区分が次の区分に該当する世帯		～　15,300円 未満				10,500円		8,750円						
			～　15,700円 未満												
			～　17,000円 未満				14,250円	11,950円	11,000円						
			～　27,000円 未満												
			～　30,000円 未満												
			～　45,000円 未満												
			～　72,000円 未満												

■ 改正案　　平成１９年度入所者状況による試算

（単位：円 %）

階層	各月初日の入所児童の属する階層区分		３　歳　未　満　児				３　歳　以　上　児			
	定　　義		国の徴収基準額	現行保育料	改正案	引上額	国の徴収基準額	現行保育料	改正案	引上額
第１	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）		0	0	0	0	0	0	0	0
第２	第１階層及び第４～７階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	9,000	6,300 (70.0)	7,200 (80.0)	900	6,000	4,200 (70.0)	4,800 (80.0)	600
第３		市町村民税課税世帯	19,500	13,650 (70.0)	15,600 (80.0)	1,950	16,500	11,550 (70.0)	13,200 (80.0)	1,650
第４	第１階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	40,000円未満	30,000	21,000 (70.0)	24,000 (80.0)	3,000	27,000	18,900 (70.0)	21,500 (79.6)	2,600
第５		40,000円以上 103,000円未満	44,500	31,150 (70.0)	35,200 (79.1)	4,050	41,500	29,050 (70.0)	31,700 (76.4)	2,650
第６		103,000円以上 413,000円未満	61,000	42,700 (70.0)	46,700 (76.6)	4,000	58,000	30,500 (52.6)	33,100 (57.1)	2,600
第７		413,000円以上	80,000	45,000 (56.3)	49,000 (61.3)	4,000	77,000	31,400 (40.8)	34,000 (44.2)	2,600
現行及び改正案の国基準における割合(%)			100.0	73.2	80.9	ー	100.0	73.2	80.9	ー
改正案の保育料収入増加見込み額（万円）			ー	ー	ー	1,224	ー	ー	ー	1,224

※（　）の数字は国の基準に対する比率を示している。

■減免（母子、障害等）

（単位：円 %）

階層	３　歳　未　満　児				３　歳　以　上　児			
	国の徴収基準額	現行保育料	改正案	引上額	国の徴収基準額	現行保育料	改正案	引上額
第2階層	0	0	0	0	0	0	0	0
第3階層	18,500	12,950 (70.0)	14,800 (80.0)	1,850	15,500	10,850 (70.0)	12,400 (80.0)	1,550